【計画策定の背景と目的】

本市は、平成 29 年度に「西宮市空家等対策計画」を策定し、啓発 など予防的な対策に重点を置いて対策を進めてきました。

しかし、現在、本市の人口は、減少局面に入り、国による空家問題 にも関連する所有者不明土地の問題の解決に向けた対策の推進や、コ ロナ禍による住まいへの考え方の変化など、計画策定時から状況が変 化しています。

本市は、全国的には、空家の数も管理状態も良い状況にありますが、 空家数を抑制する、空家を良好に保つ対策を図る必要があるため、将 来を見据えつつ、本市の実情に合った計画に改定することとしまし

【計画の基本事項】

〇計画の位置づけ

・国や上位計画の考え方と整合を図りながら策定。

〇計画期間・対象区域

- ・令和4年度から令和8年度の5カ年。
- 対象区域は市全域。

〇対象

・空家法第2条に定められている空家等。

【本市の目指す姿】

- 多様な空家等対策による持続可能な「文教住宅都市」の住環境の維持・増進 -

【西宮市空家等対策計画と SDG s (※) の一体的な推進について】

本市では、第5次西宮市総合計画の各施策分野に、SDGs の目指す17のゴールを 関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGs を一体的に推進しており、本計画 は、第5次西宮市総合計画における35施策分野のうち、「26. 生活環境 | に関係す る2つのゴール(目標11、17)に寄与するものとして、SDGsとの一体的な推進を 図ります。





※SDGs とは国連サミットで採択された国際目標で、「持続可能な開発目標」と訳され、持続可能な世界を実現するため の17のゴール・196のターゲットから構成されています。

1 地域の特色

本市は、大阪と神戸の中間に位置し、市域は六甲山系を挟んで、南 部地域と北部地域に分けられ、北部地域には豊かな自然環境があり、 南部地域には阪神西宮駅、JR西宮駅、阪急西宮北口駅周辺を中心に、 商業、行政、医療・福祉等施設といった複合的な都市機能が集積し、 文教住宅都市のイメージを形成する教育・文化施設が立地していま

2 人口等の推移

本市の人口は平成 28 年の 488,874 人をピークに、平成 29 年には 自然増を社会減が上回り、人口減少局面に移行しています。また、令 和 2 年の本市の世帯数は 215,188 世帯で増加傾向ですが、令和 7 年 (2025年) の 216,337 世帯をピークに減少に転じると予測されてい ます。

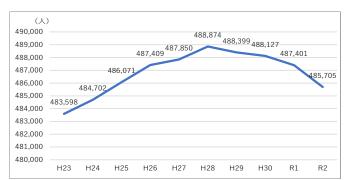


図 本市の人口の推移(資料:西宮市)



3 住宅・土地統計調査から見た空き家等の状況

本市は、持ち家率が58.1%で、共同住宅の割合が高くなっています。 空き家数は若干増加し、空き家率もわずかに上昇しています。また、問題が起 きやすい、主に個人が所有している一戸建の空き家(その他の住宅)率も上昇し ていますが、管理されていないものの数は少ない状態です。

	一戸建総数	一戸建の	一戸建の空き家
		空き家(その他の住宅)数	(その他の住宅)率
2013 (H25) 年	85,780 戸	3,060 戸	3.6%
2018 (H30) 年	77,770 戸	3,500 戸	4.5%

表 本市の一戸建の空き家 (その他住宅)率の変化 (資料:住宅・土地統計調査)

また、本市の住宅地価格は、神戸阪神地区の南部市域と並んで、神戸阪神地区北部

市域と比べても高く、需要も高くなっていますが、本市の北部地域の住宅地価格は、

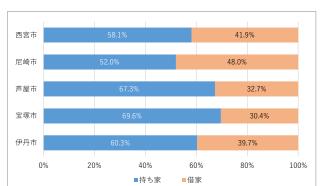


図 隣接市との所有関係の比較 (資料:H30 住宅・土地統計調査)

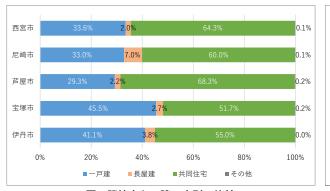


図 隣接市との建て方別の比較 (資料:H30 住宅・土地統計調査)



図 本市の空き家数及び空き家率の推移 (資料:H30 住宅・土地統計調査)

4 住宅の流通

住宅総数は、平成30年は237,240戸で、過去20年でみると増加傾向に あり、そのうち中古住宅で購入された住宅数も平成 15 年から平成 30 年で 10.690 戸増加しています。

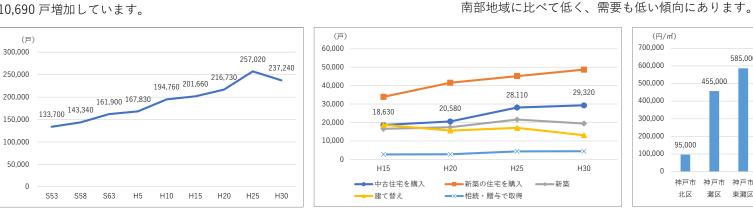


図 本市の総住宅数の推移 (資料:H30 住宅・土地統計調査)

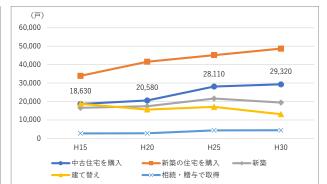


図 住宅の取得方法別の持ち家数 (資料:H30 住宅・土地統計調査)

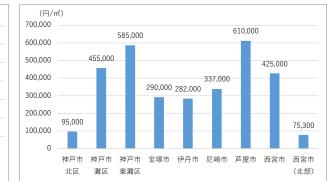


図 隣接市との地価公示価格(住宅地の最高価格地)の比較 (資料:R3 地価公示)

5 空家等実態調査(現地調査)

〇空家数と平成 28 年度の空家の変化

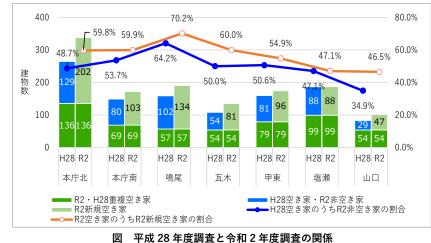
- ・空家数は 1,299 戸であり、平成 28 年度調査時の 1,111 戸から戸数は増加しています。
- ・空家数 1,299 戸のうち平成 28 年度調査以降に新たに発生した空家は 751 戸です。
- ・平成28年度調査時の空家1,111戸のうち約半数の563戸が空家でなくなっています。

〇空家の管理状態

・平成28年度調査結果と令和2年度調査結果を比較すると管理不全の空家の数は増加し ているものの割合は減少しています。

-	総合判定結果	平成 28 年度空家等実態調査		令和2年度空家等実態調査	
		戸数(戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
	管理適切	863	77.7	1,042	80.2
	管理不全	242	21.8	253	19.5
	早急に対応が必要	6	0.5	4	0.3

表 平成28年度と令和2年度総合判定結果の比較(資料:令和2年度空家等実態調査)



(資料:令和2年度空家等実態調査)

〇管理不全の内容

・建物の損傷に関するもの(保安に関する調査項目に該当するもの)は 多くありません。

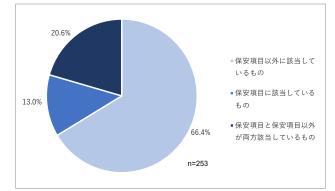


図 空家総合判定結果が管理不全と判定された空家の不良項目別割合 (資料:令和2年度空家等実態調査)

6 空家等実態調査(アンケート調査)

〇所有者の年齢層

・所有者は70歳以上が約4割、60歳代が約3割、50歳代が約1割となって

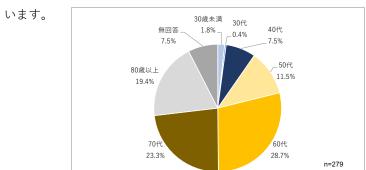


図 空家所有者の年齢 (資料:令和2年度空家等実態調査)

○管理の頻度

・空家の管理は、約8割が年1回以上となっています。

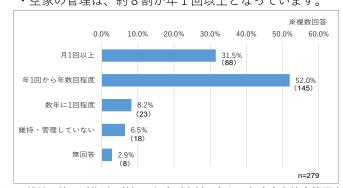


図 維持・管理(草刈り等)の頻度(資料:令和2年度空家等実態調査)

〇今後の希望

- ・今後の予定は、売却希望 36.6%、賃貸希望 15.8%、居住希望 14.3%、解体希望 13.6%、 どうしたらいいかわからない 3.9%、考えていない14.3%とな っており、売却・賃貸といった 流通を希望する所有者が約半
- ・約半数を占める売却・賃貸希望 者の困りごとは、買い手・借り 手が見つからないが最も多く なっています。

数を占めています。



図 今後の予定(資料:令和2年度空家等実態調査)

1 管理不全になる要因

○築年数と建物の管理不全

- ・令和2年度の実態調査では、 築40年を超える空家が空家 総数の約半数となっていま
- ・築40年以上の空家では、管 理不全の内容も家屋の不具 合の割合が高くなっていま



図 空家の築年数別の管理不全内容(割合) (資料:令和2年度空家等実態調査)

〇所有者の管理への意識

・空家の管理頻度と管理状態が整合していないケースがあります。

〇高齢化の空家管理への影響

・高齢化した所有者から次世代へと引き継がれない場合、所有者不明の空家 や管理が適切に行われない空家の増加が懸念される。

2 空家が長期化する要因 〇長期化に影響する空家の属性

・築年数、管理不全、最寄駅からの距離の 属性が、空家が長期化する要因。

〇長期化につながる所有者ニーズと 行動のギャップ

・多くの所有者が何らかの形で流通させ ることで資産として活用することを希 望。一方で、実際に何らかの行動を起こ したのは希望者の35%程度。

○複合的な要因による空家の長期化

・空家の築年数や管理状態により流通し にくいという理由だけではなく、所有 者の行動も影響。

3 暮らし方の多様化と変化する住まい選びの基準

- ・二地域居住(※)や家族との時間を大切にできる場所、自然豊か な環境で暮らせるといった多様な住宅の使い方が見られます。
- ・セカンドハウスとして利用するなど、常時でなくても住宅として の使い方も見られます。
- ※二地域居住とは主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をも うける暮らし方のこと。



図 地方暮らしに関心ある東京都民が望む暮らし方のスタイル (資料:地方暮らしに関するアンケート(2020年6月、トラストバンク調査))

4 インフラ等に関係する属性の影響 ○地域への影響の違い

・南部地域、北部地域ともに山間部・丘陵地帯の 住宅地では、駅から遠い、傾斜地であるといっ たインフラ(※)や地形に関する属性を持つ空 家が見られます。

〇アンケート回答から見るインフラの影響

- ・空家のままになっている理由として、塩瀬・山 口地区では、交通・買い物などの利便性が低い ことが他地区よりも高い割合。
- ・本庁北地区は、南部地域で唯一利便性の低さが
- ・利便性の高い鳴尾地区では老朽化・設備が生活 様式に合わないことが理由。
- ※インフラとはインフラストラクチャーの略で、 都市活動を支える骨格となる施設の総称。

1 管理不全空家の解消

- ・建築年が古いと管理不全や建物の損傷のあ る空家の割合が増える傾向にあります。
- ・利活用や流通には、住宅が優良な状態に維持 されていることが必要です。
- ・良好な住環境を守るためには、建物の軽微な 損傷への対応や、雑草や樹木の管理不全と いった景観上の対応が求められています。

2 次世代へ適切に引継ぐための対応

- ・住民や空家管理の担い手の高齢化が進んで
- ・次世代に円滑に引き継ぐことができなけれ ば、所有者不明や管理不全の空家が増える ことが予想されます。
- ・次世代に円滑に引き継ぐことへの対策を検 討する必要があります。

3 社会情勢の変化と多様化する住まい に関するニーズへの対応

- ・社会情勢の変化に伴って住まいに関するニ ーズが多様化しています。
- ・所有者の支援と、様々なライフスタイルに応 じた利活用を希望している人への情報提供 の方法や空家所有者と利活用希望者をつな ぐ方法を検討する必要があります。

4 市場の流通に乗せるための対応

- ・所有者アンケートでは、売却や賃貸を希望 していながら買い手や借り手が見つからな い所有者や、売却や賃貸を希望しているが 実際に行動を起こしていない所有者がいる ことがうかがわれました。
- ・所有者が流通に結び付く行動に移れるため の対策が必要です。

5 まちづくりの観点からの対応

- ・持続可能な地域に向けて、地域の特性を活 かした空家の利活用が求められています。
- ・駅から距離があることや傾斜地にあること で、移動に不便な場所があります。
- ・生活利便性の向上を図り、住みたい、住み 続けたいと思えるまちづくりの推進によ り、空家の解消につなげる必要があります。

1 管理不全空家の解消につながる取│ り組みを推進する

・空家の所有者への情報発信や啓発などによ る維持管理の推進や、管理不全空家の所有 者に対する様々な方法による働き掛けによ り、管理不全空家を解消します。

2 管理不全空家の発生抑制につながる 予防的な取り組みを推進する

・家屋所有者への空家問題に対する情報発信 や周知啓発、住まいを次世代へ円滑に引き 継ぐための支援など、空家になることに備 えた対策により管理不全空家の発生や増 加を抑制します。

3 多様なライフスタイルに応じた利活 用を推進する

- ・様々な価値観から生まれるライフスタイル を持つ人の多様な住まいの使い方に応える 情報提供を行い、空家利活用を推進します。
- ・地域の魅力を踏まえつつ、空家所有者と空家 の利活用希望者をつなぐ対策等により、持 続可能な地域の形成を図ります。

4 所有者支援による利活用の推進や 流通に乗せる対策を講じる

・不動産関係団体やNPO法人等と連携し、 空家の流通阻害要因や所有者が抱える課題 の解決に支援を行い、市場に乗らない空家 問題に対応します。

5 まちづくりの観点からの対策を推 進する

・地域の成り立ちや地形などの立地特性を踏 まえつつ、暮らしやすい住環境の形成を図

1 管理不全空家の解消につながる対策

1 空家の適切な管理の啓発【継続】

(築年数に伴う家屋の老朽化を認識した管理の意識 づけを図り、適切な管理を促す啓発)

2 実態調査で判明した管理不全空家の所有者への管 理指導【継続】

(文書等による啓発や指導による管理不全の改善)

3 法の運用等の見直しを踏まえた管理不全空家への 対応【継続】

(早期の対応による管理不全空家の解消)

4条例等による緊急措置【新規】

(緊急対応するための条例制定等の検討)

5 空家を管理する担い手にアクセスできる仕組みの 研究【研究】

(空家を管理する担い手に行政がスムーズにアクセ スできる仕組みの研究)

2 管理不全空家の発生抑制につなが る予防的な対策

1 空家管理者への空家発生の抑制のための支 援【新規】

(NPO 法人と連携した利活用や適正管理、 流通促進、管理不全空家の発生抑制に対応 する冊子の作成、遺言制度の周知)

2 所有者不明空家にならないための取組の推 進【新規】

(家屋の所有者への改正された不動産登記 法や相続登記の大切さについて啓発)

3 住まいの点検や修繕等に関する情報提供 【継続】

(住宅リフォームに関する情報、相談窓口、 制度等の周知)

3 空家の多様な活用につながる対策

1新たな住環境の価値の向上【拡充】

3

(自然豊かな北部地域の魅力を感じる住まい 方を紹介する PR 冊子の作成・発行やそれぞ れの地域における特徴的な景観資源の紹介)

2マッチング事業の利用促進(居住目的)【継

(多様なライフスタイルを検討する人への情 報提供ツールとしての活用)

4 利活用や流通につながる対策

- 1 空家所有者等の相談窓口の充実【継続】 (専門的な相談ができる窓口への誘導)
- 2マッチング事業の利用促進(公益目的)【継続】 (ホームページや窓口での空家・空室のマッチ ングの支援)
- 3 利活用に関する補助制度の利用促進【継続】 (利活用に必要な改修工事や清掃費用の一部補
- 4 空家所有者に向けた既存住宅の流通促進に関 する情報発信等【継続】

(不動産事業者団体との連携、各種制度や融資 の優遇措置等の情報発信、ライフステージに応 じた住み替え支援、インスペクション(建物状 況調査) の周知)

5 相続や遺贈で取得した空家の譲渡所得に関す る特別控除の周知による除却の推進【継続】

5 まちづくりの観点からの対策

1 住み続けられるための利便性の向上 【拡

充】

(駅や商業施設へのアクセスの向上を図 るための方策の検討)

6解体費補助制度の研究【研究】

◇多様な主体との連携による推進体制の強化

- ・地域住民、行政機関、不動産団体、NPO法人、ひょうご空き家対策フォーラムを構成する各種専門家団体等との連携体制の 強化を図りつつ、総合的に推進。
- ◇空家等の調査 ・市民等からの相談、空家等の実態調査による空家等の把握。
- ◇**所有者や住民からの空家等に関する相談への対応**・相談窓口の充実、相談に対する関係部署間での連携。

◇計画の進捗管理

- ・PDCA サイクル (継続的な改善を推進するマネジメント手法) による空家対策の施 策や事業の達成状況の評価・検証。
- ◇計画の見直し
 - ・社会情勢の変化や経年変化、上位計画等の見直し、空家対策の施策や事業の進捗状 況に応じた計画の適切な見直し。

第5章 推進体制